

持続化補助金【コロナ特別対応型】新旧対照表

No	貢	第5版：6月26日	第6版：7月15日
1	表紙		<p>◆本補助金は、給付金ではありませんので、審査があり、不採択になる場合があります。補助事業遂行の際には、自己負担が必要となり、原則後払いです。</p> <p>◆事業再開枠は単独では利用できません。</p>
2	表紙 申請書類一式の 提出先	〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-11-8	<p>【郵送の場合】 〒151-8799 代々木郵便局留め ※送付時は封筒の～～（持参は受け付けません）</p> <p>【電子申請の場合】追加</p>
3	表紙 問い合わせ先	電話番号 03-6447-5485	補助金事務局 03-6447-5485
4	表紙	問い合わせの対応時間は～～	上記の問い合わせの対応時間は～～
5	表紙	また、書類の持参・ご相談のために訪問されてもご対応いたしかねます。	削除
6	表紙		◇第3回の申請から商工会議所が発行する様式3は任意となりました。商工会議所を通さず、直接「①補助金事務局」に申請できます。
7	表紙 (ご注意・ご連絡)	◇本事業の申請に際しては、地域の商工会議所の確認が必要となります。～～	削除
8	P.3 ◎小規模事業者 持続化補助金< コロナ特別対応 型>	3行目 地域の商工会または商工会議所の助言等を受けて経営計画を作成し	経営計画を作成し

9	P. 3 ◎小規模事業者 持続化補助金< コロナ特別対応 型>	5行目 補助上限額：100万円（注 5、注6）。	補助上限額：100万円（注 5）。
10	P. 3 ◎小規模事業者 持続化補助金< コロナ特別対応 型>	13行目 複数回の受付締切を設けま す。（注7）	複数回の受付締切を設けま す。（注6）
11	P. 3 ◎小規模事業者 持続化補助金< コロナ特別対応 型>		14行目 なお、第3回の申請から商工 会議所が発行する様式3は任 意となりました。
12	P. 3 ◎小規模事業者 持続化補助金< コロナ特別対応 型>	18行目 電子申請の利用が可能となり ます【6月下旬以降】。（注 8）	電子申請の利用が可能となり ます。（注7）
13	P. 3 ◎小規模事業者 持続化補助金< コロナ特別対応 型>	（注5） P.4「補助率等の整理表」を ご参照ください。 （注6） 原則として、個社の～～	（注5）として合体
14	P. 3 ◎小規模事業者 持続化補助金< コロナ特別対応 型>	（注7）複数回の応募受付締 切スケジュール～～	（注6）複数回の応募受付締 切スケジュール～～
15	P. 3 ◎小規模事業者 持続化補助金< コロナ特別対応 型>	（注8）電子申請の場合～～	（注7）電子申請の場合～～
16	P. 5		5行目

	「重要説明事項」(申請にあたっての注意点)		審査があり不採択になる場合があります(給付金ではありません)。
17	P.7 I. 計画書の様式	●補助金申請に必要な提出書類はP.8～26です。 (商工会議所または市区町村が記入する書類等を含む)。	●補助金申請に必要な提出書類はP.8～26です。
18	P.8 (様式1-1: 単独1事業者による申請の場合)	右上枠 住所(都道府県名から記載)	事業所の所在地(都道府県名から記載)
19	P.8 (様式1-1: 単独1事業者による申請の場合)		右上枠項目追加 本事業を営む場が「事業所の所在地」と違う場合の所在地(都道府県・市区町村名)
20	P.8 (様式1-1: 単独1事業者による申請の場合)		右上枠項目追加 上記地区の商工会議所名(分かれば記入)
21	P.8 (様式1-1: 単独1事業者による申請の場合)	・支援機関確認書(様式3) *依頼に基づき、地域の商工会議所が作成します。	・支援機関確認書(様式3) *提出は任意で必須ではありません。
22	P.9 (様式1-2: 複数事業者による共同申請の場合)	右上枠 住所(都道府県名から記載)	「事業所の所在地」(都道府県名から記載)
23	P.9 (様式1-2: 複数事業者による申請の場合)		右上枠項目追加 本事業を営む場が「事業所の所在地」と違う場合の所在地

	る共同申請の場合)		(都道府県・市区町村名)
24	P.9 (様式1-2: 複数事業者による共同申請の場合)		右上枠項目追加 上記地区の商工会議所名 (分かれば記入)
25	P.9 (様式1-2: 複数事業者による共同申請の場合)	・支援機関確認書(様式3) *依頼に基づき、地域の商工会議所が作成します。	・支援機関確認書(様式3) *提出は任意で必須ではありません。
26	P.10 (様式1-2別紙: 複数事業者による共同申請の場合は追加で提出)	【代表事業者】 【代表事業者以外の共同〜】 住所(都道府県名から記載)	【代表事業者】 【代表事業者以外の共同〜】 「事業所の所在地」(都道府県名から記載)
27	P.10 (様式1-2別紙: 複数事業者による共同申請の場合は追加で提出)	枠外 なお、常時使用する〜迷った場合は、地域の商工会議所にご相談いただけます。	なお、常時使用する〜迷った場合は、補助金事務局または商工会議所にご相談いただけます。
28	P.13 【様式2作成の留意事項】	※3 なお、常時使用する〜迷った場合は、地域の商工会議所にご相談いただけます。	※3 なお、常時使用する〜迷った場合は、補助金事務局または商工会議所にご相談いただけます。
29	P.16 <計画の内容>	※経営計画等の作成にあたっては商工会議所と相談し、助言・指導を得ながら進めることができます。	※経営計画等の作成にあたっては、必要に応じ、商工会議所と相談し、助言・指導を得ながら進めることができます。
30	P.23 (様式3) 支援	【コロナ特別対応型・日本商工会議所提出用】	【コロナ特別対応型・日本商工会議所提出用(任意)】

	機関確認書		
3 1	P. 23 (様式3) 支援 機関確認書	支援商工会議所が記入	支援商工会議所が記入 (提出は任意で必須ではありません。)
3 2	P. 24 (公募要領様式 4・交付規程様 式第1)	1. 補助事業の目的および内 容 ～～事業再開取組計画書のと おり *～～事業再開取組計画書は ～～	1. 補助事業の目的および内 容 ～～事業再開取組計画書のと おり *～～事業再開取組計画書 は～～
3 3	P. 32 下行	(3) 商工会議所・商工会の 支援を受けながら～～こと。 ・「商工会議所・商工会の支 援を受けながら～～です。	(3) 必要に応じて、商工会 議所・商工会の助言、指導、 融資斡旋等の支援を受けなが ら取り組む事業であること。
3 4	P. 37 下行	【対象となる経費例】 ウェブサイト作成や更新、	【対象となる経費例】 EC サイト追加や予約システ ム追加のためのウェブサイト 新規作成や更新、
3 5	P. 44 (7) ～～下 記に該当する 経費は対象と なりません		項目追加・番号修正 24) 保険適応診療にかかる経 費 25) クラウドファンディング で発生しうる手数料 26) 上記のほか、公的な資金 の用途として社会通念上、不 適切と認められる経費
3 6	P. 45 ※特例事業者に ついて	指定するガイドラインはP74	指定するガイドラインはP75
3 7	P. 45 【1. 補助金申請 の基本的な手続 きの流れ】	①「経営計画書」～～④受付 締切までに～～(持参は受け 付けません。	受付締切までに、「経営計画 書」(様式2) など必要な提 出物(【V. 応募時提出資料】 (P. 69) をよくご確認ください) を全て揃え、直接、以下 (2) に記載の補助金事務局 まで郵送または電子申請によ

			り、提出してください（持参は受け付けません）。
38	P. 45 【1. 補助金申請の基本的な手続きの流れ】		* 必要に応じ、商工会議所に「経営計画書」（様式2）の写し等を提出し、「支援機関確認書」（様式3）の作成・交付を依頼することができます（提出は任意で必須ではありません。共同申請の場合も同様）。
39	P. 45 【1. 補助金申請の基本的な手続きの流れ】		* 「支援機関確認書」（様式3）の発行を受けた場合は、申請の際に補助金事務局に申請書類と合わせて提出してください（「支援機関確認書」（様式3）の発行を受けた後、「経営計画書」（様式2）の内容を加筆・修正した際には、実際に補助金事務局に提出した最終版の写しを、当該商工会議所に提出してください）。
40	P. 46 【1. 補助金申請の基本的な手続きの流れ】	※本事業の電子申請に関して～～利用できます【6月下旬以降】。	※本事業の電子申請に関して～～利用できます。
41	P. 46 <留意点>	本事業は、小規模事業者～～行うことはできません。	本事業は、小規模事業者自身の取組を支援するものであるため、社外の代理人のみで、商工会議所へ相談や「支援機関確認書」の交付依頼等を行うことはできません。
42	P. 46	●共同申請の場合の～～作成・交付について	●共同申請の場合の～～作成・交付（任意）について
43	P. 46 (2) 補助金事	(2) 補助金事務局への申請書の郵送による提出先・問い	(2) 補助金事務局への申請書の郵送による提出先

	務局への申請書の郵送による提出先	<p>合わせ先</p> <p>日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-11-8</p> <p>日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局 電話番号 03-6447-5485</p>	<p>〒151-8799 代々木郵便局留め</p> <p>日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局</p> <p>◇申請書類は、郵送または電子申請により～～。</p> <p>「6月下旬以降」を削除</p>
4 4	P. 46 (3) 提出資料	小規模事業者持続化補助金に提出してください。	小規模事業者持続化補助金事務局に提出してください。
4 5	P. 47 審査の観点 II. 加点審査	提出された経営計画書に基づき「新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越えるための取組として適切な取組であるか」、「『サプライチェーンの毀損への対応』、『非対面型ビジネスモデルへの転換』、『テレワーク環境の整備』のいずれか一つ以上にに関する取組を行う事業計画になっているか」について、専門家による審査を行い、総合的な評価が高いものから順に採択を行います。	<p>提出された経営計画書について、以下の項目に基づき専門家による加点審査を行い、総合的な評価が高いものから順に採択を行います。</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越えるための取組として適切な取組であるか。</p> <p>② 『サプライチェーンの毀損への対応』、『非対面型ビジネスモデルへの転換』、『テレワーク環境の整備』のいずれか一つ以上にに関する取組を行い、補助対象経費の1/6以上の投資を行う事業計画になっているか。</p> <p>③ 自社の経営状況分析の妥当性、経営方針・目標と今後のプランの適切性、補助事業計画の有効性、積算の透明・適切性を有する事業計画になっているか。</p>
4 6	P. 53 (注意事項)	「受払簿（任意様式）」等によって～～	「受払簿（フォーマットは自由）」等によって～～
4 7	P. 53	⑩その他の衛生管理費用	⑩その他衛生管理費用

	経費内容		
48	P. 54 ⑱換気費用	空気洗浄機等	空気清浄機
49	P. 55 ⑳PR費用	・事業を継続するための感染防止対策に必要な周知・PRのための外注に要する経費が補助対象となります。	・感染防止対策のみを呼びかけるための外注に要する経費が補助対象となります。
50	P. 57 6. 申請手続	(1) 「～～小規模事業者持続化補助金」に提出してください。	(1) 「～～小規模事業者持続化補助金事務局」に提出してください。
51	P. 57 6. 申請手続	(3) 「～～小規模事業者持続化補助金」への申請書の郵送による提出先・問い合わせ先 日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-11-8 日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局 電話番号 03-6447-5485	(3) 「～～小規模事業者持続化補助金事務局」への申請書の郵送による提出先 〒151-8799 代々木郵便局留め 日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局 ◇申請書類は、郵送または電子申請により～～。 「6月下旬予定」を削除 ◇問い合わせ等～～を削除 ◇受付時間～～を削除
52	P. 59 (様式6-1 : 単独1事業者による申請の場合)	右上枠 住所 (都道府県名から記載)	事業所の所在地 (都道府県名から記載)
53	P. 59 (様式6-1 : 単独1事業者による申請の場合)		右上枠項目追加 本事業を営む場が「事業所の所在地」と違う場合の所在地 (都道府県・市区町村名)
54	P. 59 (様式6-1 : 単独1事業者による申請の場合)		右上枠項目追加 上記地区の商工会議所名 (分かれば記入)

	合)		
5 5	P. 60 (様式7-1)	※取組計画の作成にあたっては商工会議所と相談し、助言・指導を得ながら進めることができます。	削除
5 6	P. 61 (様式6-2 : 複数事業者による共同申請の場合)	右上枠 住所 (都道府県名から記載)	事業所の所在地 (都道府県名から記載)
5 7	P. 61 (様式6-2 : 複数事業者による共同申請の場合)		右上枠項目追加 本事業を営む場が「事業所の所在地」と違う場合の所在地 (都道府県・市区町村名)
5 8	P. 61 (様式6-2 : 複数事業者による共同申請の場合)		右上枠項目追加 上記地区の商工会議所名 (分かれば記入)
5 9	P. 62 (様式7-2)	※取組計画の作成にあたっては商工会議所と相談し、助言・指導を得ながら進めることができます。	削除
6 0	P. 64 誓約書	令和 年 月 日	令和2年 月 日
6 1	P. 69 V. 応募時提出資料 応募者全員【単 独申請の場合】	提出物 ③支援機関確認書 (様式3)【必須】 必要部数 原本1部 備考 <input type="checkbox"/> 地域の商工会議所が発行します。発行には一定の日数がかかります。お早めにご連絡ください。	提出物 ③支援機関確認書 (様式3)【任意】 必要部数 提出の場合は原本1部 備考 <input type="checkbox"/> 提出は任意で必須ではありません。 <input type="checkbox"/> 必要時に商工会議所が発行します。発行には一定の日数

			がかかります。
6 2	P. 69 V. 応募時提出 資料 応募者全員【共 同申請の場合】	提出物 ③支援機関確認書 (様式3)【必須】 必要部数 原本1部 備考 <input type="checkbox"/> 地域の商工会議所が発行し ます。発行には一定の日数が かかります。お早めにご連絡 ください。	提出物 ③支援機関確認書 (様式3)【任意】 必要部数 提出の場合は原本1部 備考 <input type="checkbox"/> 提出は任意で必須ではあり ません。 <input type="checkbox"/> 必要時に商工会議所が発行 します。発行には一定の日数 がかかります。
6 3	P. 74 VI. 事業のスキ ーム		図の差替え